

資格確認書類等一覧

参考

《被扶養者について取消・訂正がある場合は、速やかに書類を提出してください。》

《複数の収入がある場合はそれぞれの確認書類が必要となります。》

《一時的な収入変動等に該当する場合は別途書類が必要となります。詳細は『令和6年1月4日付の通知文』をご確認ください。》

	①	②		③						左欄の要件に該当する者で同居が要件の者(※4)
	中学生以下 全日制高校生	①以外の学生生徒		①及び②以外の者						
収入の種類 確認書類	無職無収入 就労による 給与収入	無職無収入	就労による 給与収入	無職無収入	就労による 給与収入	個人事業・ 農業等の 事業収入、 地代・家賃・ 利子・配当 等の資産収入	公的年金収入 (国民・ 厚生・ 共済年金、 恩給・ 扶助料)	私的年金収入 (企業年金・ 個人年金)	その他の 収入	(左欄の該当するものすべて)
収入状況等申立書【様式1】	書類不要	○	○	○	○	○	○	○	○	
在学(在籍)証明書(原本)		○								
所得額証明書又は同意書(※1)			○	○	○		○	○	○	
事業主が記入した 雇用及び給与支給証明書【様式2】			○		○					
確定申告書の写し等(※2)						○				
年金受給額が確認できるもの(※3) 【源泉徴収票は不可】							○	○		
世帯全員の記載された住民票謄本										○

※1 令和8年度(令和7年)の所得額証明書(原本)又はマイナンバーによる情報連携を利用する場合は同意書〔整理番号 7-2〕

※2 令和8年度(令和7年)の確定申告の写し及びその確定申告の収支内訳書または青色申告決算書の写し

確定申告をする必要がない者については、住民税申告書等の必要経費が確認できる書類の写し

※3 最新の年金受給額が確認できる年金額改定通知書、年金振込通知書、年金証書等の写し

※4 組合員と同居していることが被扶養者の認定要件である者(配偶者の父母、伯(叔)父母、甥、姪 等)